

求人開拓事業に係る対応について

平成 19 年 4 月 9 日
厚生労働省職業安定局

落札者が決定しなかった 3 地域（北海道旭川、高知中央及び長崎県北）については、以下により国が自ら求人開拓事業を実施することとする。

1 求人開拓推進員の配置

- ・ 当該 3 地域については、雇用情勢が厳しく求人の確保は喫緊の課題であることから、求人開拓推進員の配置は不可欠である。
- ・ このため、当該 3 地域に求人開拓推進員をそれぞれ 7 人ずつ配置する（求人開拓事業民間競争入札実施要項別紙 2 の注記事項 4 にあるとおり、仮に国が直接事業を行うとした場合に、各地域に配置される予定の求人開拓推進員の数）。

2 当該 3 地域に係る予算

- ・ 当該 3 地域（求人開拓推進員計 21 人）については、当初予定の国実施地域（34 地域、求人開拓推進員 128 人）に追加して、予算を執行する。
- ・ 予算の財源については、今後、予算の範囲内で、所要の財源を捻出していく。

3 当該 3 地域における対応

- ・ 当該 3 地域の各労働局に対し求人開拓推進員の確保を指示。
- ・ 当該推進員が確保されしだい求人開拓事業を開始。
- ・ それまでの間は、職員による求人開拓を展開（国実施に係る求人開拓事業の実績には含めない）。